

令和元年度 第2回
香美市障害者自立支援協議会

日時 : 令和2年2月17日(月) 10:00

場所 : 香美市役所本庁舎3階会議室1

日 程

1 新委員紹介

2 会長挨拶

3 議 事

- (1) 報告 1 相談支援部会における地域移行・定着支援勉強会の結果について
- (2) 議題 1 第6期香美市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定について

4 その他

- (1) 香美市地域生活支援事業について
- (2) 各機関からの提案、報告等

5 副会長あいさつ

報告1 相談支援部会における地域移行・定着支援勉強会の結果について

前回の協議会において、第5期香美市障害福祉計画にある地域包括ケアシステムの構築に向けての活動方針として、地域移行支援、地域定着支援の勉強会を実施することとなり、昨夏から相談支援部会において、勉強会を実施しました。

1 開催状況

7月17日 第1回勉強会の開催

8月14日 勉強会の目的、目標について協議

9月18日 第2回勉強会の開催

－地域移行支援の支給決定対象者について協議

－各機関が実施している地域移行（退院）に向け実施している支援について発表

10月16日 第2回勉強会の振り返り

12月18日 第3回勉強会の開催

－事例を通じて、地域移行支援の内容及び業務フローの確認

2 開催結果

開催結果は、資料1「地域移行・定着支援勉強会」のとおり。

3 今後の動き

昨秋から年末までに地域移行支援の支給決定を行う事案が発生した。そこで、サービスの提供を実施していく中での課題の洗い出しを中心に、3月18日実施予定の相談支援部会で協議する。

議題1 第6期香美市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定について

1 趣旨

令和2年度は、第6期香美市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定年度にあたります。下記3にある行程で策定していきたい。計画策定部会の構成員については、国の基本指針を参考に事務局にて選定することとしたい。

2 香美市障害福祉計画・障害児福祉計画について

(1) 策定根拠

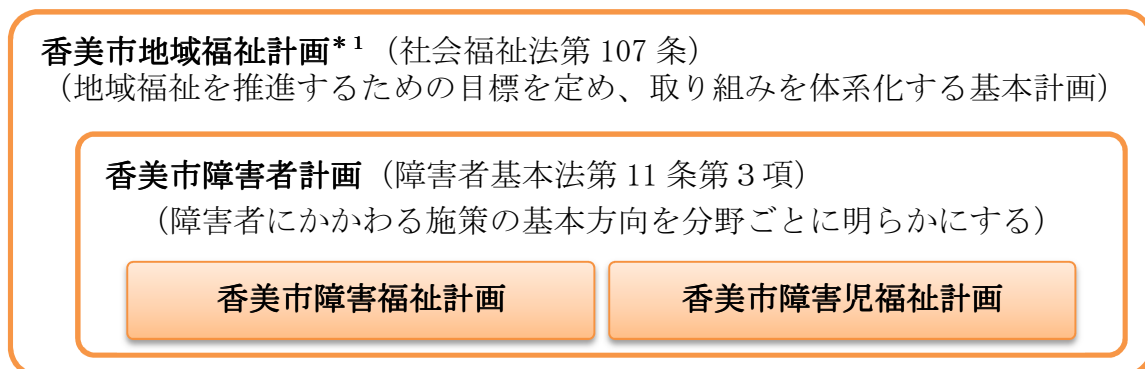
ア 第6期香美市障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に規定された「市町村障害福祉計画」

イ 第2期香美市障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」

図1-1：各計画の位置づけ



*1：地域福祉計画推進委員会において策定される

(2) 計画期間

ア 第6期香美市障害福祉計画

令和3年度から令和5年度までの3年間

イ 第2期香美市障害児福祉計画

令和3年度から令和5年度までの3年間

表1-1：各計画の計画期間

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
地域福祉計画	H30 から	→			第3期	→		
障害者計画	H30 から	→				第4次	→	
障害福祉計画	H30 から	→	第6期	→		第7期	→	
障害児福祉計画	H30 から	→	第2期	→		第3期	→	

3 計画策定に向けての行程

- 1月 第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画における国の基本指針が示される
- 3月 第1回香美市障害者自立支援協議会計画策定部会（以下「計画策定部会」という。）開催
－計画策定の概要確認
－第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画における国の基本指針の説明
－計画策定の方向性の検討
－委託業務について検討
- 6月 計画策定業務委託先事業所との契約
－4月から5月にかけて、入札又はプロポーザルにて委託先事業者を選定
- 市町村等自立支援協議会担当者会（高知県主催）
－高知県の第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の基本的な考え方（案）の説明
－サービス利用量の見込み等のヒアリングや全体スケジュールの説明
- 7月 第2回計画策定部会開催
－高知県の第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の基本的な考え方（案）の説明
－計画策定の方向性の検討
－ヒアリングの実施について検討
- 8月 令和2年度第1回自立支援協議会全体会の開催
－令和元年度 各種報告
－香美市第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画の進捗について報告
－香美市第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画策定の概要確認、方向性の検討
- 第1回市町村ヒアリング（高知県実施）
－サービス利用量の見込み等のヒアリング
- 9月 第3回計画策定部会開催
－ヒアリングの実施結果について検討（ヒアリング実施の場合）
－香美市第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画素案の協議
- 10月 第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画に関する説明会（高知県主催）
－高知県の第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の基本的な考え方の説明
－サービス利用量の見込み、成果目標の説明

11月 第2回市町村ヒアリング（高知県実施）
ーサービス利用量の見込み等のヒアリング

サービス利用量の見込み、成果目標の確定

12月 第4回計画策定部会開催
ー香美市第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画素案の協議

2月 令和2年度第2回自立支援協議会全体会の開催
ー香美市第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画策定の経緯報告
ー香美市第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画素案の説明

パブリックコメント（～3月）

3月 令和2年度第3回自立支援協議会全体会の開催
ー香美市第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画案の説明

その他

1 地域生活支援事業について

(1) 令和2年度香美市実施事業について

ア 相談支援事業 (R1 予算額：12,816 千円)

障害者等や障害児の保護者等からの相談に応じるとともに必要な情報の提供等を行う事業で、地域活動支援センター「香美」(社会福祉法人 高知県知的障害者育成会)へ委託している。

利用申請は不要で、利用料は無料です。

イ 意思疎通支援事業 (R1 予算額：108 千円)

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者に、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行う事業で、高知県へ委任している。

利用申請は香美市又は高知県聴覚障害者協会等へ行い、利用料は無料です。

ウ 日常生活用具給付事業 (R1 予算額：8,306 千円)

重度障害者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与する。

利用申請は香美市へ行い、収入状況に応じて、一定の利用料が発生します。

エ 点字図書給付事業 (R1 予算額：0 千円)

視覚障害者及び視覚障害児へ点字図書の購入費の一部を補助する。

利用申請は香美市へ行い、点字翻訳する以前の一般図書の購入価格相当額が自己負担額となります。

オ 移動支援事業 (R1 予算額：2,000 千円)

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行う事業で、7者へ委託の予定です。

利用申請は香美市へ行い、収入状況に応じて、一定の利用料が発生します。

カ 地域活動支援センター機能強化事業 (R1 予算額：12,288 千円)

障害者等の地域生活支援の促進を図るため、障害者等の地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業で、地域活動支援センター「香美」(社会福祉法人 高知県知的障害者育成会)へ委託している。

利用申請は香美市へ行い、利用料は無料です。

キ 日中一時支援事業 (R1 予算額：5,000 千円)

障害者等を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図るため、障害者等の日中における活動の場を確保する事業で、9者、12事業所へ委託の予定です。

利用申請は香美市へ行い、収入状況及び障害支援区分等に応じて、一定の利用料が発生します。

ク 香美市声の広報発行事業 (R1 予算額：861 千円)

文字による情報の入手が困難な視覚障害者に市の広報、その他視覚障害者が必要な情報を音声約により定期的に提供します。

利用申請は香美市へ行い、利用料は無料です。

ケ 自動車運転免許取得・改造助成事業（R1 予算額：300 千円）

身体・知的・精神障害者の自動車運転免許の取得及び身体障害者の自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

利用申請は香美市へ行い、自動車運転免許取得助成は対象経費の10万円を限度とし、3分の2以内、自動車改造助成は10万円を限度とし、対象経費の額に相当する額です。

コ 成年後見制度利用支援事業（R1 予算額：1,330 千円）

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対して、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等を助成する。

サ 福祉ホームの運営（R1 予算額：384 千円）

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。）につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、福祉事務所等関係機関との連絡、調整等を行う。

シ 障害者虐待防止対策支援事業（R1 予算額：22 千円）

障害者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等のため、市町村障害者虐待防止センターの体制整備や、関係機関等との連携協力体制の整備等を図る。

(2) 香美市未施行の事業（抜粋）

ア 自発的活動支援事業

障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行う事業とする。活動は、以下のようなものを指す。

- (ア) ピアサポート活動支援
- (イ) 災害対策活動支援
- (ウ) 孤立防止活動支援
- (エ) 社会活動支援
- (オ) ボランティア活動支援
- (カ) 身近な地域における「心のバリアフリー」推進のための活動支援
- (キ) その他形式（事業の目的を達成するために有効な形式による活動）

イ 訪問入浴サービス

看護師又は准看護師若しくは介護職員が、身体障害者・児の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護とする。

ウ 生活訓練等

障害者等に対して、日常生活上必要な訓練及び指導等を行う。

エ 巡回支援専門員整備

障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障害児等の福祉の向上を図ることを目的に、発達障害等に関する知識を有する専門員（以下「専門員」という。）が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。

オ 相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保

相談支援事業所等（地域援助事業者）における医療保護入院者の地域生活への移行を促進するため、退院支援体制に係る必置職員以外の職員を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。

カ レクリエーション活動等支援

地域の障害者等にとって身近な実施主体が、各種レクリエーション教室や運動会などを開催し、障害者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行う。

キ 芸術文化活動振興

地域の障害者等にとって身近な実施主体が、障害者等の作品展、音楽会、映画祭などを開催し芸術文化活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。

ク 家庭・教育・福祉連携推進事業

（ア）教育・福祉連携推進策の実施

教育と福祉の連携のため、各地方自治体の教育委員会、福祉部局及び学校、障害児通所支援事業所等の関係者が一同に集う場の設置や障害福祉制度の周知を図るための関係者の合同研修等を実施する。

（イ）保護者支援施策

各地方自治体の相談窓口を整理したハンドブックの作成や積極的な情報提供など教育と福祉が連携した保護者支援施策を実施する。

（ウ）地域連携推進マネジャーの配置

（ア）、（イ）の事業を実施し、地域生活の向上を図るために地域連携推進マネジャーを配置する。

ケ 発達障害児者及び家族等支援事業

ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入及びピアサポートの推進等を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。

○香美市障害者自立支援協議会設置要綱

平成27年3月25日

告示第57号

改正 平成29年3月22日告示第39号

改正 令和元年8月22日告示第64号

香美市障害者自立支援協議会設置要綱（平成19年香美市告示第115号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定に基づく相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、香美市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、本市における障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の自立生活を支援することを目的とする。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 障害者等の支援に係る困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 障害者の就労促進に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) 障害福祉計画など各種施策等の研究及び検証に関すること。
- (7) 他の障害者自立支援協議会との共同研究、調整、情報交換等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる機関（以下「関係機関等」という。）で組織する。

- (1) 委託相談支援事業所
- (2) 障害福祉サービス提供事業所
- (3) 障害児通所支援事業所
- (4) 障害児（者）団体等関係者
- (5) 保健、福祉及び医療関係機関
- (6) 就労支援及び雇用関係機関
- (7) 教育関係機関
- (8) 県及び市行政関係部署等

(9) その他市長が必要と認める機関等

(構成等)

第4条 協議会は、全体会と専門部会で構成する。

- 2 全体会は、関係機関等の代表者（以下「全体会の委員」という。）で構成する。
- 3 全体会の委員の任期は、2年とする。ただし、任期内に全体会の委員の交代があった場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 全体会の委員は、再任することができる。
- 5 専門部会は、関係機関等の意見を踏まえ構成員を調整することとし、関係機関等の実務担当者（以下「専門部会の委員」という。）で構成する。

(全体会)

第5条 全体会は、障害者等の地域での自立支援策の全般について、情報交換、施策の提案、専門部会の設置や廃止、関係機関等の連携のあり方、役割分担等について協議する。

- 2 全体会に会長及び副会長を置き、全体会の委員の互選により定める。
- 3 会長は、全体会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長は、全体会の会議を招集し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 専門部会は、障害者等の個別ケース等について、支援内容、連携のあり方及び役割分担について協議するほか、施策展開等の研究及び提案を行う。

- 2 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員の互選により定める。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長は、専門部会の会議を招集する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の委員以外の者を会議に出席させて、意見を求めることができる。
- 6 部会長は、全体会において専門部会の活動内容を報告する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉事務所社会福祉班が処理する。

(秘密の保持)

第8条 全体会の委員及び専門部会の委員は、協議会において知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。協議会の委員を脱退した後も、同様とする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日告示第39号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月22日告示第64号）

この告示は、令和元年9月1日から施行する。